

日光杉並木植樹 400 年記念ウォークイベント業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「日光杉並木植樹 400 年記念ウォークイベント(仮称)業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

日光杉並木植樹 400 年記念ウォークイベント（仮称）業務

2 業務の目的

本業務では、本年度で植樹開始から 400 年を迎える日光杉並木の美化活動を行いながら、日光東照宮までの社参の道程等を歩くことで、日光杉並木街道の歴史や魅力を体感してもらい、杉並木保護の機運醸成に繋げていくことを目的とする。

3 委託料

4,571,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和 7（2025）年 12 月 26 日（金）まで

5 開催概要

（1）開催日時 令和 7（2025）年 11 月 30 日（日）9 時 00 分から 14 時 30 分までを想定

（2）コース：約 12k m（想定）

- ・スタート地点…ニコニコ広場（道の駅日光ニコニコ本陣）
- ・中継地点…日光だいや川公園西駐車場
- ・ゴール地点…日光東照宮（五重塔前）
- ・日光杉並木街道内ではゴミ拾いを実施
- ・コースについては、別途提案することも可能。但し日光杉並木街道（瀬川～野口）の歩行は必須とすること。

（3）参加人数 500 名程度（想定）

6 業務内容

日光杉並木植樹 400 年記念ウォークイベント（仮称）（以下イベント）開催の目的と概要を十分に理解した上で、企画提案において提案した企画に基づき、円滑な開催に向けた全体実施計画、計画に基づく進捗管理及び全体を取りまとめる運営管理を行うとともに、次に掲げる業務を実施すること。

ア 広報物（チラシ等）の作成

- ・イベントチラシ及びポスターを作成、配布すること。
- ・必要に応じて地域住民等への周知・広報資料等、簡易な印刷物について制作するこ

と。

イ 周知広報方法の検討・実施

- ・広報及び参加者募集について、効果的な周知広報手段を提案し、実施すること。

ウ 参加者の応募受付管理

- ・インターネット・電話・FAX 等で幅広く応募受付を行うとともに、参加申込者名簿を作成し、県に報告すること

エ イベントの設営・運営

a イベント運営マニュアル、会場等レイアウトの作成

- ・当日のイベント運営マニュアルの作成、スタート地点等のレイアウト及びコース上の案内表示の配置案等を作成すること。
- ・スタート地点（ニコニコ広場）では、オープニングイベントを実施すること。
- ・中継地点（日光だいや川公園西駐車場）では、休憩スペースの確保及び仮設トイレを設置するとともに、地元商店等の出展を広く募ること。また、日光杉並木街道で収集したゴミを回収するスペースを設けること。
- ・ゴール地点（東照宮五重塔前）では、記念品等配布所を設置すること。なお、記念品及び配布に係る人員は不要。

b イベント運営（準備、司会、受付、誘導、片付け）等の人員手配

c 会場等の準備・運営・撤収及び会場経費の支払い

- ・使用料の詳細については日光街道ニコニコ本陣 HP 参照

d 輸送計画の作成

- ・駐車場確保と会場間の輸送

オ コースマップの作成

- ・参加者に当日配布するコースマップを作成すること。

カ 保険の加入

- ・参加者、運営スタッフ等、大会関係者について保険に加入する。なお、加入者の範囲は県と協議すること。

キ 所要の申請に関する支援

- ・県が実施する、イベント開催に要する警察や保健所その他関係機関等への申請・届け出等手続きについて支援を行うこと。

7 実績報告書等の提出

- （1） 本業務完了後、受託者は「業務実績報告書」（様式任意）を作成し、令和 7（2025）年 12 月 26 日までに県に提出すること。
- （2） 本業務に係る写真、その他の情報等について記録・保管に努めるとともに、実績報告書に添付すること。

8 委託料の支払い

精算払を基本とする。

9 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項について、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) この仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、県と受託者が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、受託者は、県と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を県に提出するものとする。
- (5) 上記(4)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、県は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (6) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (7) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 当事業は宝くじ収益金充当事業のため、広報物や看板には全国自治宝くじ事務協議会のキャラクター「クーちゃん」を使用する等、宝くじの収益金の使途を住民に周知すること。